

売 買 契 約 書 (案)

1 物品の品名等

| 区分番号 | 物件名 | 数量 | 金額 (税込) |
|------|-----------------------|----|---------|
| R6-1 | 消防ポンプ自動車 (イスズ エルフ) | 1台 | 円 |

2 契約金額

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | | | | | | | | 円 |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | | | | | | | | 円 |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|

3 契約保証金 金 円

4 引渡場所 宮城県黒川郡大衡村大衡字一本木21-20
黒川地域行政事務組合 黒川消防署大衡出張所

5 引渡期限 令和6年9月20日

黒川地域行政事務組合（以下「売出人」という。）と （以下「買受人」という。）
は、上記物品の売買について、別記の条項により、契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

売出人 宮城県黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1
黒川地域行政事務組合理事会
理 事 長

買受人

(代金の支払)

第1条 買受人は、売買代金を、売払人の発行する納入通知書により令和6年9月3日までに売払人に支払わなければならない。なお、契約保証金を売払代金の一部を充当する場合、売払代金残額を売払人に支払うものとする。

(違約金)

第2条 売払人は、買受人が前条に定める期日までに売買代金を支払わなかったときは、契約保証金を違約金として徴収するものとする。

(売買物品の引渡し)

第3条 売払人は、買受人が売買代金を支払った日から10日以内の売払人と買受人の両者が協議して定める日に当該物品を買受人に引渡し、買受人は当該物品の受領書を売払人に提出しなければならない。

(引渡期限の延長)

第4条 買受人は、天災地変その他やむを得ない理由により、引渡し期限内に甲から売買物件の引渡しを受けることができないときは、遅滞なく、保管依頼書を売払人に提出し、その承認を受けなければならない。

(危険負担)

第5条 買受人は、この契約締結の時から売買物品の引渡しの時までの間において当該物品が売払人の責めに帰することのできない理由により滅失又は毀損した場合は、売払人に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第6条 買受人は、この契約締結後において、売買物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあることを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第7条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 買受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 買受人が、この契約の履行期間中に黒川地域行政事務組合暴力団等排除措置要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に該当すると認められたとき。

(返還金等)

第8条 売払人は、前条の規定により解除権を行使した場合は、買受人が支払った契約保証金額を除く売買代金を返還するものとする。この場合の当該返還金には、利息を付さない。

2 売払人は、前条の規定により解除権を行使した場合は、買受人が負担した契約に係る費用、売買物品に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は賠償しない。

(原状回復義務等)

第9条 買受人は、売払人が第7条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還させることができる。

2 買受人は、前項ただし書の場合において、売買物品が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第10条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払人に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第11条 売払人は、第8条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第9条第2項及び前条に定める損害賠償金を支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、買受人の負担とする。

(訴訟の提起等)

第13条 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(その他)

第14条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度売払人と買受人が協議して定めるものとする。